

土地の売買にかかる登録免許税

Q : 土地を売買した場合の登録免許税が軽減される制度が創設されたとか。どのような内容なのですか？

A : 本則の税率の半分とされています。

【解説】

不動産登記に係る登録免許税の特例が廃止され、それに代わる土地の売買に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の特例が創設されました。

内容は、次のとおりです。

1. 個人又は法人が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、土地に関する登記で次に掲げるものを受ける場合には、その登記に係る登録免許税の税率は、それぞれに次の割合に軽減することとされました。

- ① 売買による所有権の移転登記
1,000分の10(本則は1,000分の20)
- ② 所有権の信託の登記
1,000分の2(本則は1,000分の4)

2. また、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、不動産登記等の仮登記を受けた者が、土地について、その仮登記に基づき上記1.の本登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税を次の割合にすることとされました。

- ① 売買による所有権の移転の登記
1,000分の5(本則は1,000分の10)
- ② 所有権の信託の登記
1,000分の1(本則は1,000分の2)

